

安心して旅行をお楽しみいただくための 旅行傷害保険のご案内



日専連ファイナンス

【旅行傷害保険引受会社】

損害保険ジャパン株式会社

旅行傷害保険のあらまし

補償内容と保険金額

| | 補償内容 | 保険金額 |
|----|--------------|-------------------|
| 海外 | (傷害) 死亡・後遺障害 | 2,000万円 |
| | 傷害治療費用 | 100万円 |
| | 疾病治療費用 | 100万円 |
| | 賠償責任 | 1,000万円 |
| | 携行品損害 | 20万円 (免責金額3,000円) |
| | 救援者費用 | 100万円 |
| 国内 | (傷害) 死亡・後遺障害 | 500万円 |

ご注意

※必ずお読みください

- 熊本城応援カードは、(海外旅行の場合、日本を出発する以前に)公共交通乗用具(※1)または募集型企画旅行(※2)の料金を「くまモン」デザインJCBカードで支払った場合(海外旅行の補償期間/日本を出発してから3ヶ月後の午後12時までの旅行期間)に限り、旅行傷害保険が付帯されます。
※1公共交通乗用具とは
航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシーなどをいいます(当該旅行のために乗用するものに限ります)。
※2募集型企画旅行とは
旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標榜旅行業者募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
- 上記保険はカード資格取引日の翌日から適用され、補償期間はカード会員資格期間中に開始された旅行期間中です。旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の場合、住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国情日の午後12時(24時)までの間)中とします。ただし日本出国日から3ヶ月後の午後12時までを限度とします。
- 会員とは、保険契約に定める被保険者をいいます。
- 以下にご説明いたします旅行傷害保険の内容はあらましであり、実際の保険金お支払いの可否は、旅行傷害保険普通保険約款および特約に基づきます。
- 普通保険約款および特約の送付をご希望される方は日専連ファイナンスコールセンターまでご連絡下さい。

(傷害) 死亡後遺障害、傷害治療費用

1 保険金をお支払いする場合

①(傷害)死亡後遺障害

| | | |
|--------|----------------------------------------------|------------|
| 海外 | 海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日を含め180日以内に死亡した場合 | 2,000万円 |
| 海外 | 海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日を含め180日以内に身体に後遺障害が残った場合 | 60~2,000万円 |
| 外 例 | 両目を失ったとき | 2,000万円 |
| | 両耳の聴力を全く失ったとき | 1,600万円 |
| | 片腕または片脚を失ったとき | 1,200万円 |

| | | |
|----|--------------------------------------------|----------|
| 国内 | 旅行中の事故によるケガが原因で事故の日を含め180日以内に死亡した場合 | 500万円 |
| 国内 | 旅行中の事故によるケガが原因で事故の日を含め180日以内に身体に後遺障害が残った場合 | 15~500万円 |

②傷害治療費用

海外旅行中に事故によるケガのため、医師の治療を受けられた場合に1回の事故につき、次の費用のうち現実に支出した金額100万円を限度としてお支払いします。ただし、事故の日から180日以内に治療のため支出した費用で、保険会社が妥当と認めた金額に限られます。お支払いの対象となる費用について、右記をご覧ください。

2 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員あるいは保険金を受け取るべき者の故意
- 闘争や自殺・犯罪行為
- 妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病
- 無資格運転、酒酔運転
- 車両走行障害(いすゞの「ひうちら症」)または運転席で他覚症状のないもの
- 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 危険な運動(山岳登攀、ハングライダーダッケ等)中の事故など

疾病治療費用

1 保険金をお支払いする場合

海外旅行

①海外旅行中または旅行期間終了後72時間以内に発病なし、かつ海外旅行中または旅行期間終了後72時間以内に医師の治療を受けられた場合、②海外旅行中に感染した特定の伝染病(コレラ、ペスト天然痘など)により、旅行期間終了後その日を含めて14日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、③疾患(合併症および発発症を含みます)につき、次の費用のうち現実に支出した金額100万円を限度としてお支払いします。但し、初診の日から180日以内に治療のため支出した費用で、保険会社が妥当と認めた金額に限られます。

お支払いの対象となる費用とは次のとおりです。

- 会員が治療のため現実に支出した費用
- 医師の診察費、処置費および手術費
- 医師の処置または医方による薬剤費、治療薬料費および医療器具使用料
- 義手および義足の修繕費(傷害治療費用削除金の場合のみ)。
- 検査費、諸検査費および手術室費
- 職業看護婦(日本国外において医師の指示を必要と認めた場合の付添者を含みます。)費
- 病院または診療所へ入院(医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。)した場合の入院費
- 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が専門病院であること、または病院もしくは診療所のベッドがないことなどやむを得ない事情により、ホテル等の宿泊施設(居住施設を除きます。)の室内で医師の治療を受けたとき(医師の指示によりホテルで静養する時を含みます。)のホテル客室料
- 入院による治療を要しない場合において、医師の治療を受け、医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料。ただし、会員が払い戻しを受けた金額または会員が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
- 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費用
- 入院または通院(医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること(往診を含みます。)をいいます。)のための交通費
- 入院中の病院もしくは診療所に専門の医師がいられないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費(治療のため医師または職業看護婦が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。)。ただし、日本国内(会員が日本国外に居住している場合には、その居住地)の病院または診療所へ移転した場合は、会員が払い戻しを受けた帰国のための運賃または会員が負担することを予定していた帰国のために運賃はこの費用の額から控除します。
- 治療のために必要な通訳雇用費
- 会員の入院により必要となつた次の費用のうち会員が現実に支出した金額。ただし1事故(1疾病)につき20万円を限度とします。
- 国際電話料等通話費
- 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)
- 会員が治療のために入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、会員が現実に支出した次に該する費用。ただし、会員が払い戻しを受けた金額または会員が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
- 当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費
- 直渡国帰るための交通費および宿泊費

2 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員あるいは保険金を受け取るべき者の故意
- 妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病
- 歯科疾患
- 山岳登攀中の高山病
- 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

賠償責任

1 保険金をお支払いする場合

海外旅行中に墜落等の事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、1回の事故につき1,000万円を限度として、損害賠償などをお支払いします。
(人格権侵害、自動車事故等を除きます。)

ご注意

- 賠償額の決定には、保険会社の承認が必要になりますので、決定される前にお申し出ください。
- 次に掲げる損害についてはお支払いの対象となります。

- ホテル等の宿泊施設の客室（客室内の動産、客室外のセイフティボックスのキー、ルームキーを含みます。）に与えた損害。
- 住居等の居住施設内の部屋（部屋内の動産を含みます。）に与えた損害。（但し、建物、またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。）
- 賃貸業者から会員が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害。

2 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員の故意 ●航空機、船舶（注1）、車両（注2）、銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- 職務遂行に直接起因する賠償責任 ●親族に対する賠償責任 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
(注1) 原動力がもっぱら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
(注2) 原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

携行品損害

1 保険金をお支払いする場合

海外旅行中に携行品、（カメラ、宝石、衣類など）が、盗難、破損、火災などの偶然の事故にあって損害を受けた場合、携行品1つ（1点または1対）あたり10万円を限度として時価または修繕費をお支払いします。（ただし、乗車券等の損害額が5万円を超えるときは、5万円限度。）尚、同一の旅行期間についての限度額は20万円、会員資格期間中の総限度額は20万円とします。

ご注意

- 携行品とは、会員が所有かつ携行する身の回りの品をいいますが、通貨・小切手・クレジットカード・コンタクトレンズ・各種書類等は含みません。（海外に居住している場合、その居住施設内にあるものも除外されます。）
- 1回の事故について損害額のうち、3,000円（免責金額）はご自身で負担していただきます。
- パスポートの盗難等による損害の場合は、旅券の再取得費用、渡航書の取得費用を損害額とし、1回の事故につき5万円を限度とします。

2 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員あるいは保険金を受け取るべき者の故意 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ●差し押さえ、徵發、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使 ●携行品の瑕疵または自然の消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失など

救援者費用

1 保険金をお支払いする場合

海外旅行中に会員の方が、次のいずれかに該当する事由に遭遇し、捜索救助等が必要になった場合、会員またはその親族が支出した救援者費用をお支払いします。ただし、会員資格期間中通算100万円とします。

次の場合に保険金をお支払いします。

- ①傷害より、事故日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- ②病気により死亡された場合
- ③旅行行程中に発病した病気により、旅行期間終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合
- ④旅行行程中に会員が自殺行為を行った日のうちのそれを含めて180日以内に死亡された場合
- ⑤傷害または病気により7日以上継続入院された場合
- ⑥会員が搭乗している航空機・船舶の行方不明、遭難した場合
- ⑦事故により会員の生死が確認できない場合（無事の確認ができた後に発生した費用は対象にならないません。）または会員の緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが、警察等の公的機関により、確認された場合

救援者費用とは次のものをいいます。

- ①捜索救助費用
- ②現地までの航空運賃等交通費（救援者3名分まで）
- ③現地（行程中を含む）でのホテル客室料
(救援者3名かつ1名につき14日分まで)
- ④現地からの移動費
- ⑤現地での進捗処理費用（ただし100万円が限度）
- ⑥救援者の渡航手続費、現地での交通費、国際電話等通信費等の諸経費（ただし、20万円が限度。前記傷害・疾病治療費用保険金中の入院賃借費により支払われる費用は除く）
(注) 現地とは事故発生地または会員の収容地をいいます。

2 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員あるいは保険金を受け取るべき者の故意 ●闘争や自殺・犯罪行為 ●妊娠、出産、早産、流産（死亡された場合を除きます。） ●無資格運転、酒酔運転 ●戦争・暴動その他の変乱など

保険金受取人について

（傷害）死亡保険金については会員の法定相続人の方へ、救援者費用等保険金については会員または会員の親族のうち当該費用を負担された方へ、その他の保険金については会員へお支払いします。

保険金請求にあたり必要な書類

| 保険金の種類 | 傷害 | | | | 疾病 | | 賠償責任対応人 | 携行品 | 救援者 |
|------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 死 | 後遺障害 | 治療費用 | 対応人 | | | | | |
| 必要書類 | | | | | | | | | |
| 1. 保険金請求書及び事故状況報告書 | <input type="checkbox"/> |
| 2. 日専連カード（コピー） | <input type="checkbox"/> |
| 3. 日本出国日を示すパスポート（コピー） | <input type="checkbox"/> |
| 4. 事故証明書（公の機関、やむをえないとき第三者のもの） | <input type="checkbox"/> |
| 5. 医師の診断書（*1） | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | | |
| 6. 治療費明細書及び領収書 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | | |
| 7. 示談書 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 8. 第三者の損害を証明する書類 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 9. 損害物の修理見積書 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 10. 損害証明書および写真 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 11. 購入時の写真・購入先を示す書類 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 12. 救援者費用の明細書および領収書 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 13. 遭難発生および捜索活動証明書類 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 14. 海外旅行行程中の死亡証明書 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 15. 7日以上の入院証明書 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 16. 死亡診断書または死亡検索書 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 17. 戸籍謄本または除籍謄本 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 18. 他のクレジットカードに関する報告書 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 19. 日専連カード利用明細控え等カードの利用を証明する書類（*2） | <input type="checkbox"/> |
| 20. その他必要と認められる書類 | <input type="checkbox"/> |

*1. 診断書代金は保険金お支払の対象とはなりません。治療費が5万円以下の場合には原則として診断書の交付を省略できます。

*2. 日本を出国する前に公共交通用具または募集企画旅行の料金を日専連カードで決済したことがわかるカード利用控。

旅行傷害保険の事故受付、お問合わせ先

●日専連保険デスク（損害保険ジャパン株式会社 代理店）

株式会社ライフタクト

096-372-4155 (平日9:00~17:00)

(土・日・祝日は休みになります。)

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

●カードの紛失・盗難のご連絡

日専連コールセンター

096-324-6611 (平日9:00~17:00)

(土・日・祝日は休みになります。)

2 保険金をお支払いする場合

- 会員あるいは保険金を受け取るべき者の故意 ●闘争や自殺・犯罪行為 ●妊娠、出産、早産、流産（死亡された場合を除きます。） ●無資格運転、酒酔運転 ●戦争・暴動その他の変乱など